IV 各種制度・福祉サービス

本人や家族に対し、関係機関による障害の状態に応じた援護制度があります。手続きは 保護者の申請によりますが、援護制度の活用として情報提供をしていきましょう。主なも のを紹介しますが、詳細については関係機関に問い合わせをしてください。

特別支援教育就学奨励費

特別支援学校や小・中学校の特別支援学級で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する仕組みです。

·給食費

・交通費(通学、交流学習、実習など)

対 象

- ·修学旅行費
- ·学用品、通学用品購入費
- ·新入学時学用品購入費 等

手続き

小・中学校では、各市町村の教育委員会より支給され、各学校の事務担当者が窓口となります。

療育手帳

知的障害者が各種援助を受けることができるように、手帳が交付されます。 手帳の種別や援護内容により、照会の仕方や負担割合が異なります。

対 象

・JR、航空、バス、タクシー等の運賃の割引(介助者が対象となるケースもあります)

・税金の障害者控除、自動車税の減免等

手続き

市町村の福祉担当課に申請します。児童相談所の判定の上交付されます。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法で身体障害者に、補装具や福祉用具の給付などのサービスを受けることができるように手帳が交付されます。

手帳の種別や援護内容により、照会の仕方や負担割合が異なります。
・医療公費負担制度
・福祉用具の公的制度
・在宅福祉サービス
・JR、航空、バス、タクシー等の運賃の割引(介助者が対象となるケースもあります)
・税金の障害者控除、自動車税の減免等

手続き 市福祉事務所、町村福祉担当課に申請します。

特別児童扶養手当	
対 象	20 歳未満で「特別指導扶養手当などの支給に関する法律」に定められた障害の状態である人が対象です。 その子どもたちの父もしくは母、又は養育者に対して支給されます(所得制限があります)。
手続き	市役所、町村役場に認定請求書及び必要な書類を提出します。審査の上支給されます。